

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社千東建設
住所：千葉縣市川市新田 1-23-14

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 2 月 14 日 4 ヶ月
 至 令和 7 年 6 月 13 日

3. 事実概要
株式会社千東建設元代表取締役は、代表取締役だった当時、千葉縣市川市が発注した複数の工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から入札に関する情報を得たとして、令和 6 年 11 月 1 日、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉地検に起訴された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 10 号に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 10 号>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564